



コメント 2

日本における DV の加害者と被害者

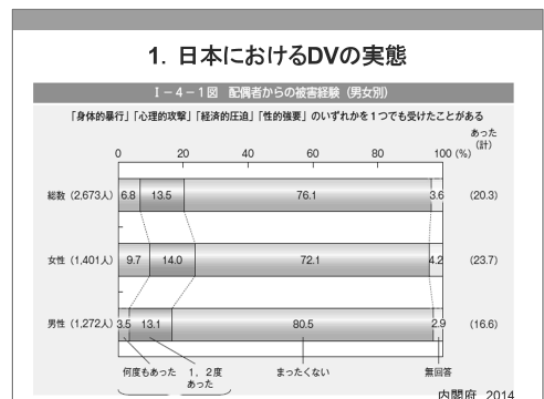
小川 真理子 (日本学術振興会特別研究員 (PD) / 大妻女子大学)
Mariko Ogawa (JSPS/Otsuma Women's University)

私は、DV (ドメスティック・バイオレンス) 被害者の支援や民間シェルターの調査研究をしておりますので、今日は日本の DV の状況に触れながら、本シンポジウムのテーマに関連して女性の DV 加害者という視点も含めて考えを述べさせていただきたいと思います。

本報告の構成	
1.	日本におけるDV被害の実態
2.	DV殺人事件～女性加害者と男性被害者
3.	DVが社会問題になるまでの経緯
4.	DV防止法制定から15年を経て
5.	DVにおける被害者と加害者

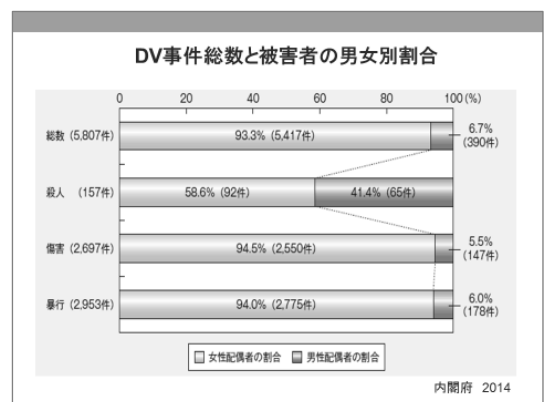
日本の DV の実態についてですが、内閣府の統計では、配偶者からの暴力は、総数として 5 人に 1 人が暴力を受けたという結果になっています。性別で見ますと、女性の約 4 人に 1 人が配偶者から被害を受けたことがあります。そして女性の約 10 人に 1 人は何度も受けています。

男性の被害経験というのは、女性の割合 (23.7%) よりも少なく 16.6% なのですが、決して少なくない割合です。



「DV 事件総数と被害者の男女別割合」の統計では、全体のうち約 9 割が女性の被害者です。傷害と暴行事件における女性の被害者は特に多く、ともに 9 割を占めています。一方、殺人における女性の被害者は全体の約 6 割、男性の被害者は約 4 割となっています。

DV 事件における女性被害者は、殺人事件の割合が約 6 割で、傷害と暴行の割合と比べると少なくなっています。そこで、なぜ殺人事件では、女性の被害者数が減少するのか、一方でなぜ女性の加害者数が増加するのかという点について、ある事件をご紹介します。



1994年に妻による夫殺人事件が起こりました。この事件の特徴は、長年暴力を受け続けた妻が、夫を殺害したというものです。

1994年の大晦日に、夫は朝から酒を飲みながら妻に執拗な暴力をふるい続け、妻は玄関から逃げようと試みたのですが、夫に引きずり戻されます。夫は妻の首を絞め、さらに、ゴルフクラブで妻を後ろから強打しました。妻はこのままでは殺されるかもしれないと考え、仰向けになって横たわっていた夫の首をナイフで刺して殺害したという事件です。

この事件の判決ですが、裁判所は、人のいのちを奪った結果は重大であるとしながらも刑免除という結論を下しています。この判決は、非常に画期的でした。裁判所は、被告人である妻が長年にわたる夫からのすさまじい暴力の被害者であることを認め、夫の暴力に厳しい判断を下しました。すなわち、夫の暴力がこの事件の原因であり、妻の生命侵害の危険が高く、それゆえ、妻を強く非難することはできないとして刑免除の判決を言い渡しました。

裁判の争点となったのが、妻の刺殺行為が正当防衛にあたるかというところですが、判決では、妻の防衛行為がもし失敗した場合に、さらなる暴力行為が加えられる恐れがあり、妻の命の危険がより高くなるということを認めています。

妻の弁護側も、これまでの夫の暴力の実態を法廷で明らかにしました。また、弁護側の参考人として出廷した研究者は、当時、夫や恋人など親密な関係にある男性から振られる暴力が、女性に対する暴力として国際的に問題になっていることを指摘しました。こうした状況も説明して妻の弁護側は裁判で戦ったのです。

この妻による夫殺し事件が起きたのは1994年ですので日本でDV防止法が制定される前になります。当時の日本では、夫婦の間もめごとは、個人的な問題であるという規範が浸透していて、暴力を振られた女性たちは沈黙をせざるを得ない状況がありました。

国際的には、国連などが90年代以降、女性に対する暴力を女性の人権問題として取り上げ、日本でも90年代初め民間女性グループによる全国初のDV調査を契機に社会的な関心が集まるようになりました。また、90年代後半には、草の根の女性たちがDV被害者を保護・支援するシェルターを設立する動きが全国的に広がりました。

国の動向では、1999年に初めて男女間における暴力に関する調査を実施しています。この調査結果では20歳以上の成人女性の5人に1人が生命の危険を感じるほどの暴力を経験していることが報告され、大きな衝撃を与えました。

妻による夫殺害の事件が起こった90年代半ばは、まだDVが社会的にも認知されていない状況で、社会的な対応がほとんどなかった

2. DV殺人事件～女性加害者と男性被害者

- ・妻による夫殺人事件(1994)
- ・暴力の被害者がなぜ殺人事件の加害者に？
- ・7年間にわたる夫からの激しい暴力
- ・長年、夫の暴力にさらされた挙句、夫を殺害することで暴力から解放

「刑免除」判決(1995)

- ・裁判所:被告人である妻が長年にわたる夫の暴力の被害者であることを認め、妻を強く非難することはできない
- ・裁判の争点
妻の「刺殺」行為が正当防衛にあたるか
夫:酒乱、被害妄想状態での凄まじい暴力
妻:生命の危険
→妻は、夫の暴力に対して1度逃げようとしたが失敗。防衛行為が失敗した場合、より一層生命の危険性が高まる

3. DVが社会問題になるまでの経緯

国際的な動向

- 1960年代 欧米で女性に対する暴力撤廃運動が起こる
民間の女性達がDV被害女性を保護
シェルターを設立
- 1995年 第4回世界女性会議女性に対する暴力に焦点化

日本の動向

- 1990年代 日本初の民間女性NGOによる全国DV調査を契機にDVへの社会的関心が集まる
各地で草の根の女性達が民間シェルター設立

- ・1999年9月 旧総理府(現内閣府)
初の「男女間における暴力に関する調査」実施
(以降3年に1度実施)

- ・20歳以上の成人女性中5人に1人が「生命の危険」を感じる程の暴力を経験

頃になります。ですので、弁護側は、妻がぎりぎりまで追い詰められてしまったにもかかわらず、妻が助けを求めることが出来なかったのは、社会的な支援や対応の遅れにも問題があると主張しました。

その後、民間女性 NGO を中心に DV 被害者を保護するための法律を作ることを目的とした運動が起こり、多くの女性たちの力が結集して 2001 年に DV 防止法が成立します。

DV 防止法施行後には、公的機関を中心にして DV 被害者支援制度が整備されてきています。DV 防止法はこれまでに 3 度の改正が行われています。けれども、未だに DV 事件は後を絶たない状況が続き、支援制度の不備についても指摘されています。

4. DV防止法制定から15年を経て

- ・2001年 配偶者暴力防止法(DV防止法)が成立
2004年、2007年、2013年一部改正
- ・DVセンターへの相談件数 10万件以上(2016)
- ・公的機関中心のDV被害者支援制度の整備
→ 3度の改正を経て課題が残る
- ・全国都道府県「DV対策の推進調査」(2004)
→ DV被害者の自立支援制度の欠落
- ・総務省「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」(2009)
- ・相談取組不十分(自治体担当者40.3%、民間担当者79.1%)
- ・総合的な被害者支援制度の未確立、行政との「連携」困難他

「DV における被害者と加害者」についてですが、先程、配偶者からの被害経験の割合は、女性が 23.7%で男性が 16.6%と申しました。そして同じ調査で、DV 被害を「相談しなかった」と回答したのが、女性は 44.9%、男性は 75.4%となっています。とくに男性の割合が高いということがわかります。

男性の被害実態というのは、まだまだ見えにくい状況です。その理由のひとつとして、妻から暴力を受けているなんて恥ずかしくて誰にもいえないと一人で問題を抱え込む男性の姿が浮かび上がります。

5. DVにおける被害者と加害者

- ・配偶者からの被害経験 女性23.7% 男性16.6%
- ・そのうち、「相談しなかった」と回答したのは
女性44.9% 男性75.4%
- ・見えにくい男性の被害実態
→ 恥の意識、プライド
- ・DV被害者支援制度の行き詰まり
→ 支援の地域間格差、複合的な困難への対応
- ・男性のDV加害者向けプログラム

一部の自治体では男性被害者への対応を始めていて、東京、京都、神奈川などでは、男性専用の電話相談を開始しています。

DV の特徴とは、第 1 に、ジェンダー化された対立の構造があり、性別に偏った加害・被害の傾向があるということです。第 2 に、悩んでいる本人も被害者・加害者として認識することが難しいという当事者性の喪失という問題があります。DV 加害者向けプログラムについては、まだ多くはありませんが男性の DV 加害者向けプログラムが民間団体を中心に行われています。また、その位置づけは、DV 被害者支援の一環としての DV 加害者教育プログラムになっています。国では、調査をしたり実施したりという試みをしていますが、DV 加害者教育プログラムの取り組みはまだ始まったばかりです。

・ DVの特徴

- ・ジェンダー化された対立の構造
性別に偏った加害・被害の傾向
- ・当事者性の喪失
悩んでいる本人も被害者・加害者として認識することが難しい
- ・DV被害者の9割は女性

今見てきたように、実態として、DV 被害者の 9 割は女性であり、国際的な傾向とも一致しています。妻による夫の殺人事件は、年間 70 件前後を数えると言われています。この中には、DV に耐えかね夫を殺害することで暴力から解放されるケースも多いと研究者は指摘しています。

男性の DV 被害も顕在化している状況ではあるのですが、DV の実態を見る限り、女性への支援の必要性和支援がスムーズに受けられるような制度の整備を早急に進めていくことが重要だといえます。

報告は以上になります。ありがとうございました。

【参考文献】

- 小川真理子、2015、『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター—被害当事者支援の構築と展開』世織書房
- 夫(恋人)からの暴力調査研究会、2000、『ドメスティック・バイオレンス〔新装版〕』有斐閣
- 戒能民江著、2002、『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房
- 戒能民江編著、2013、『危機をのりこえる女たち—DV法10年、支援の新地平へ』信山社
- 内閣府、2015、『平成27年版男女共同参画白書』